

「橋梁伸縮装置止水部の補修に関する技術」の技術公募
公募要領

1. 公募の目的

橋梁の長寿命化修繕計画に基づき橋梁点検や橋梁補修を進める上で、橋梁伸縮装置からの漏水が原因と考えられる損傷が、数多く発生している。

漏水の原因は、伸縮装置本体の機能の低下に伴う場合も見られるが、その多くは、伸縮装置の止水性能の低下によって生じる漏水であり、漏水が深刻な場合には、伸縮装置としての機能には問題が無い場合でも、伸縮装置本体を交換しなければならない場合も生じており、その補修費用は大きな負担となっている。

本テーマは、伸縮装置本体を交換せずに、伸縮装置の止水機能（伸縮装置部路面からの上部工桁端部や下部工天端などへの雨水の漏水を遮断する機能）の回復が図れる技術の整理を目的としている。

本技術公募は、今後、伸縮装置の止水機能を合理的に回復・維持していくために、当該技術について、統一的に各技術の性能比較・評価を行うものであり、補修対象に見合った補修の方法を適切に選択することができるよう必要な情報を技術比較表として取りまとめるものである。

なお、本技術公募への結果は、国土交通省が作成する技術比較表の形で公表されることを前提としている。

本公募は、公共工事等における新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）※」により、「橋梁伸縮装置止水部の補修に関する技術」を募集するものである。

※「テーマ設定型（技術公募）」とは、現場ニーズ・行政ニーズ等に基づき募集する技術テーマを設定し、民間等の優れた新技術（NETIS 登録済み技術を含む）を公募し、個々の技術の特徴を明確にした資料（技術比較表）を作成し、新技術の活用を推進する取り組み。

2. 公募技術

(1) 対象技術

「橋梁伸縮装置止水部の補修に関する技術」

(2) 応募技術の条件等

この公募は「公共工事等における新技術活用システム」実施要領に基づき実施するものである。

なお、開示する技術項目に関する性能情報を得るための同一試験機関で実施する共通試験（実証試験）については、各応募者が保有する試験結果情報をもって代替するものとし、

本技術比較表作成のための実証試験の実施は予定していない。

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 審査・選定の過程において、審査・選定に係わる者（国土交通省北海道開発局新技術活用評価委員会（以下、「評価委員会」という。）、同事務局、並びに本テーマ技術の取りまとめ業務の委託を受けた一般財団法人土木研究センターに対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 3) 選定された応募技術について技術内容及び試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 5) 3. 応募資格等を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

応募者は技術開発者*とする。なお、共同開発者がいる場合は、応募に際して共同開発者の同意を得ていること。

※「技術開発者」とは、技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれを行することができる正当な権原を有する事業者等をいう。）をいう。なお、海外の民間事業者が開発した技術にあつては、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者とする。

(2) その他

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、郵送又は持参にて提出すること。

(2) 提出（郵送）先

〒110-0016 東京都台東区台東 1-6-4

一般財団法人土木研究センター 材料・構造研究部 テーマ設定型担当 宛

5. 公募期間

令和 4 年 2 月 3 日（木）～令和 4 年 2 月 22 日（火）（郵送の場合は、当日消印有効）

6. ヒアリング等

提出された応募資料を確認後、ヒアリング等の実施を予定している。

ヒアリングでは、応募資料で不明な点を確認するとともに、技術比較を行う上で不足の情報や情報項目を追加で依頼する場合がある。

なお、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等については、各応募者に対して別途通知する。

7. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

なお、本公募への応募と NETIS への登録申請を同時に行う場合、応募により受付登録後の NETIS 登録を保証するものではない。

8. 応募結果の通知・公表について

(1) 選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知する。

申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

選定された技術は、NETIS (<http://www.netis.mlit.go.jp/>) 上で公表する。

(2) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 費用負担

応募資料の作成、提出に要する費用は、応募者の負担とする。

10. 技術比較表の公表

(1) 提出された資料及びヒアリングの結果に基づき作成した技術比較表は、評価委員会において承認を得た後、NETIS (<http://www.netis.mlit.go.jp/>) にて公表するものとする。

(2) 技術比較表では、比較表の個々の技術の内容や、本技術公募に際し様式-2および様式-4で提出を求める根拠資料の内容について、公表後に利用者からの開示要求があつ

た場合を想定し、当該資料の開示可否とその問い合わせ先についての情報を別途掲載することを予定している。

(3) 技術比較表の公表時期は、令和4年4月頃を予定している。

1 1. その他

(1) 応募された資料は、技術の選定以外の目的で応募者に無断で使用することはない。

(2) 応募された資料は返却しない。

(3) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下で受け付ける。

1) 問い合わせ先及び資料提出先

〒110-0016 東京都台東区台東1-6-4

一般財団法人土木研究センター 材料・構造研究部 テーマ設定型担当 宛
(落合、中島)

TEL : 03-3835-3609 (代表)、FAX : 03-3832-7397

E-mail : netis-exp@pwrc.or.jp

2) 期間 : 令和4年2月3日(木)～令和4年2月22日(火)

(土・日・休日を除く平日の9:30～17:00までとする。)

3) 受付方法 : 面談、電話、E-mailにて受け付ける。

以 上